



た せい かつ 9 その他生活のサポート

◆ げんばくひばくしゃみまいきん 原爆被爆者見舞金

問合せ先 生活支援課 管理係
TEL (5211) 4215 / FAX (3264) 0927
Eメール seikatsushien@city.chiyoda.lg.jp

ひばくしゃけんこうてちよう も みまいきん う
被爆者健康手帳をお持ちの方は、見舞金を受けられます。

- 内 容** ねん かい みまいきん まんえん しきゅう
年1回、見舞金として2万円を支給します。
- 対 象** 被爆者健康手帳をお持ちの方で、当該年の8月1日現在、千代田区内にお住まいの方

◆ さいばんいんせいどさんかしえんじぎょう 裁判員制度参加支援事業

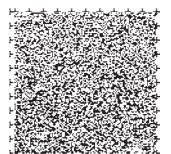
身 知 精 難

問合せ先 福祉総務課 福祉総務係
TEL (5211) 4209 / FAX (3239) 8606
Eメール fukushisoumu@city.chiyoda.lg.jp

さいばんいん さいばんいんこうほしゃ せんにん こうれいしゃ しょうがいしゃ びょうじとう かいごしゃ かいご
裁判員または裁判員候補者に選任された高齢者・障害者・病児等の介護者が介護サー
ビス等を利用したとき負担した費用の補助を受けられます。

- 内 容** かき のサービスを利用する際、介護者または要介護者が負担した利用料及び
しよくひ きよじゅうひとう ほじよ
食費、居住費等を補助します。
1. 介護保険法による通所介護、訪問介護、短期入所生活介護等
 2. 障害者総合支援法による居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期
にゅうしょ とう
入所 等
 3. 1. 2. に類するサービス
- ※裁判員制度参加1回（1日）あたり、5万円を限度とします。
※手続き方法等、詳しくはお問い合わせください。

- 対 象** 裁判員または裁判員候補者に選任された方で、次のいずれかに該当する方を
介護している方
1. 介護保険法による要介護認定を受けている方
 2. 身体障害者手帳をお持ちの方
 3. 愛の手帳をお持ちの方
 4. 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
 5. 難病患者の方
 6. 疾病等により介護・養育が必要な心身状態にある方



せいねんこうけん
◆ちよだ成年後見センター

問合せ先 ちよだ成年後見センター
〒102-0074 九段南 1-6-10 かがやきプラザ 4 階
TEL (6265) 6521 / FAX (3265) 1902

しょうがいしゃ こうれいしゃ ちいき あんしん く ほんにん けんりようご もくてき じぎょう
障害者や高齢者が地域で安心して暮らせるよう、本人の権利擁護を目的とした事業
を実施しています。

内容 ふくし りようしえん にちじょうきんせんかんり たいせつ しよるい あず ほか せいねん
福祉サービスの利用支援や日常金銭管理、大切な書類の預かりの他、成年
こうけんせいどりよう しえん べんごし むりよう ふくしせんもんほうりつそうだん じっし
後見制度利用の支援や弁護士による無料の福祉専門法律相談を実施していま
す。

対象 千代田区民

- 利用料**
1. 福祉サービス利用支援、日常金銭管理：1 時間 1,500 円
 2. 書類等預かりサービス：1 ヶ月 1,000 円
 3. 成年後見制度利用の相談、支援：無料
 4. 福祉専門法律相談：無料

にちじょうせいかつじりつしえんじぎょう ちいきふくしけんりようごじぎょう **身知精**
◆日常生活自立支援事業 (地域福祉権利擁護事業)

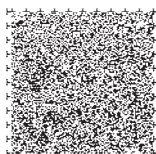
問合せ先 ちよだ成年後見センター
〒102-0074 九段南 1-6-10 かがやきプラザ 4 階
TEL (6265) 6521 / FAX (3265) 1902

ふくし りようかん そうだん じよげん ふくし りようてつづ りようりようしはら
福祉サービス利用に関する相談、助言、福祉サービスの利用手続きや利用料支払い
などの支援が受けられます。

- 内容**
1. 福祉サービスの利用手続き支援やそれらに伴う利用料支払いを行います。
 2. 利用料の支払いや生活費等について、金銭管理が必要な場合は、日常
きんせんかんり おこな
金銭管理を行います。
 3. 通帳や重要な契約書類等の預かりを行います。

対象 知的障害・精神障害などにより判断能力に不安があることが原因で、または、
判断能力に不安はないが身体障害が原因で、福祉サービスの利用手続きや財
産の保管及び管理などが困難な方
※いずれの場合も、本人がこの事業の内容を理解し、本人の意思で契約が可
能な方に限ります。

利用料 1. 2. は生活支援員の援助 1 時間につき 1,500 円、3. は預かり保管料
として 1 ヶ月 1,000 円かかります。
※住民税非課税世帯には減免制度があります。



◆ 成年後見制度利用支援

問合せ先 ちよだ成年後見センター
〒102-0074 九段南1-6-10 かがやきプラザ4階
TEL (6265) 6521 / FAX (3265) 1902

成年後見制度は、判断能力の低下により、自らの財産管理や日常生活に必要な手続きなどが困難となっている方を法的に保護し、支えるための制度です。

- 内容** 成年後見制度の相談、手続きや申し立ての支援が受けられます。
親族等で本人に適した後見人が見つからない場合は、社会福祉協議会が法人として後見人になることもできます。(法人後見受任審査があります。)
- 対象** 成年後見制度の利用(任意後見制度を含みます)をお考えの本人、家族及び関係者の方など
- 利用料** 相談、手続き支援は無料です。

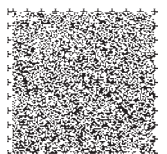
◆ 生活福祉資金

身 知 精

問合せ先 千代田区社会福祉協議会 地域支援係
〒102-0074 九段南1-6-10 かがやきプラザ
TEL (3265) 1901 / FAX (3265) 1902
Eメール chiiki@chiyoda-cosw.jp

障害者のいる世帯等への貸付制度です。

- 内容** 教育支援資金、障害者用自動車購入費、福祉用具等購入費、自宅改修等費などの貸し付けが受けられます。
(教育支援資金には収入基準があります。)
原則として連帯保証人が必要となります。貸付金の利率は連帯保証人を立てた場合は無利子、連帯保証人を立てられない場合は年1.5%です(※教育支援資金は連帯借受人必須)貸付条件、貸付限度額、返済方法等、詳しくはお問い合わせください。
- 対象** 次のいずれかに該当する世帯
1. 低所得世帯(収入基準があります)
 2. 障害者世帯(「身体障害者手帳」「愛の手帳」「精神障害者保健福祉手帳」をお持ちの方の属する世帯)
- ※世帯員である障害者のために借入が必要な場合に限りです。



ちゅうしゃきんし たいしょうじょがい
◆ 駐車禁止の対象除外

身 知 精

問合せ先

麹町警察署 TEL (3234) 0110
 丸の内警察署 TEL (3213) 0110
 神田警察署 TEL (3295) 0110
 万世橋警察署 TEL (3257) 0110
 警視庁ホームページ

<https://www.keishicho.metro.tokyo.jp/tetsuzuki/kotsu/seido/jogai.html>

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちで別表（153 ページ）に該当する方は、駐車禁止規制の対象から除外されます。

※詳しくは所轄の警察署にお問い合わせください。

こうれいうんてんしゃとうせんようちゅうしゃくかんせいど
◆ 高齢運転者等専用駐車区間制度

問合せ先

麹町警察署 TEL (3234) 0110
 丸の内警察署 TEL (3213) 0110
 神田警察署 TEL (3295) 0110
 万世橋警察署 TEL (3257) 0110
 警視庁ホームページ

https://www.keishicho.metro.tokyo.jp/kotsu/hairyo/korei_chusha.html

聴覚障害または肢体不自由であることを理由に、免許に条件を付されている方は、高齢運転者等専用駐車区間に駐車することができます。

※詳しくは所轄の警察署にお問い合わせください。

じどうしゃじ こひがいしゃきゅうさいせいど
◆ 自動車事故被害者救済制度

問合せ先

国土交通省自動車局 保障制度参事官室（下記1、7）
 〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3 中央合同庁舎 3号館 8階
 TEL (5253) 8111

独立行政法人 自動車事故対策機構 東京主管支所（下記2～7）
 〒130-0013 東京都墨田区錦糸 1-2-1 アルカセントラルビル 8階
 TEL (3621) 9941

NASVA（ナスバ）交通事故被害者ホットライン
 TEL 0570 (000) 738
 （土・日・祝日・年末年始を除く午前9時～午後0時、午後1時～午後5時）

自動車事故を原因として介護を必要とする重度後遺障害者の方々とそのご家族の経済的・精神的負担の軽減を図るために、支援を行います。

NASVA（ナスバ）交通事故被害者ホットラインでは、下記制度も含め、各種無料で相談できる窓口を電話で紹介しています。

- 内 容**
1. 短期入院・短期入所協力事業
 2. 介護料の支給
 3. 短期入院・短期入所費用助成 ※対象：介護料受給者
 4. 介護相談・訪問支援 ※対象：介護料受給者
 5. 療護施設の設置・運営
 6. 交通遺児等貸付制度
 7. 介護者なき後に備えるための情報提供

※詳しい内容は上記問合せ先へご連絡ください。

対 象 自動車事故被害者とその介護者

